

# 魚沼市と住宅金融支援機構が連携

## 住宅取得補助金などと 住宅ローンの金利引下げで応援！

### 【フラット35】子育て支援型 地域活性化型

いま子育て中の方に



UIターンなどする方に



【フラット35】子育て支援型・地域活性化型でご利用いただけるプランは裏面をご確認ください。

魚沼市  
補助金等交付



住宅金融支援機構  
【フラット35】の  
金利引下げ



当初5年間  
年0.25%  
引下げ



住宅金融支援機構  
Japan Housing Finance Agency

詳しくは  
ホームページへ

フラット35

検索



お客さまコールセンター

0120-0860-35 (通話無料)

営業時間：9:00～17:00

(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)

※ご利用いただけない場合は、048-615-0420へ(有料)



**魚沼市**  
Uonuma City

産業経済部 都市整備課 025-799-3134

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日、年末年始を除く）  
《魚沼市ホームページ》 <https://www.city.uonuma.niigata.jp/>

補助事業等名	利用できるプラン						
	子育て支援型			地域活性化型			
	若年 子育て	同居	近居	UI ターン	コパ 外 シティ	空き家 活用	防災 対策
魚沼市克雪すまいづくり支援事業補助金							●

※詳細は上記の地方公共団体にお問い合わせください。なお、補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。

## 【フラット35】S と併せてご利用いただけます！

【フラット35】Sとは、長期優良住宅など質の高い住宅を取得する場合に、

【フラット35】の借入金利を金利Aプランは当初10年間、金利Bプランは当初5年間、年**0.25%**引下げる制度です。



👉 例えば、借入額3,000万円なら、

【フラット35】S (金利Aプラン) との併用で、【フラット35】より返済額が**約109万円**お得！

【フラット35】S (金利Bプラン) との併用で、【フラット35】より返済額が**約76万円**お得！

併用しなくても、【フラット35】より返済額が**約38万円**お得！ (※) 試算結果の数値は概算です。

【試算の前提条件】借入額3,000万円(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.17%(2019年8月において借入期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下、新機構団信付き金利の場合で取扱金融機関が提供する最も多い【フラット35(買取型)】の金利)の場合

<借入れに当たっての注意事項> ●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト ([www.flat35.com](http://www.flat35.com)) でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)以内となります。また、年収等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資手数料は、お客さま負担となります。●融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類等に応じて、借入金利が異なります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。借入金利は取扱金融機関により異なります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅およびその敷地に、【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。●【フラット35】Sは2020年3月31日までの申込受付分に適用となります(予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト ([www.flat35.com](http://www.flat35.com)) でお知らせします。)。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Sの併用に当たっては、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の要件に加えて、【フラット35】Sの要件として、取得対象住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト ([www.flat35.com](http://www.flat35.com)) をご覧ください。●お客さまコールセンター(Tel.0120-0860-35)までお問い合わせください。●【フラット35】地域活性化型(地方移住支援)の場合は、要件・金利引下げ幅等が異なります。

⚠️ 【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。